

71 明治15年2月4日 菊池長閑

第二号二月四日

大無沙汰ニ相成居候彼金賃も一八五ノ割合ヲ以忒百三十八円六
五ニ払候趣右を結婚費ニ差向けハ六十四円不足なり早速可遣之
処半価之下落旧冬之見込と大違にて未た一粒も不払置候間暫時
待れ度候此下落ハ買ふ者之為メニハ至極なれ共売者ニしてハ当
惑也」大学之講議(マツ)に付毎夜十一時まで下調ニ懸り由扱々不一方
骨折なるへし四十円之増給と一通ニ聞ハ羨敷ものゝ其心苦ヲ聞
けハ安しきものと被察候過日も申入たるやと存候養生ハ怠まし
く候」昨年之調書も早速可遣処兎角手初之法方故或ハ前後に調
成筈合ぬやうニ成困却致候然し大概再撰も済たり此内ニ取調可

遣候」お波義此元ニ本陣を据ニ付熟考するに今片付る都合ある
といふニ無候得共兎角本人居らねハ売れる目当なしよし能き相
談あれハとて何時も下しといふ訳にも参らす依而ハ能同道ある
節ハ下し可申候おすみもいつ片付といふ当もなし何れお波ハ下
し方と相談致候間本人エも可申聞候」お波ハ絶文通不致不審来
リ外ニ子細なしせつき也宜申訳頼入候以上

武夫殿

長閑

猶々おるちも年始状遣し呉歌も送り来案ミ居候此度ハ返事
不出是又宜御伝言頼入候以上

(封筒表)

「東京京橋区三十間堀巷丁目

六番地

菊池 武 夫 殿

報平安

(封筒裏)

「岩手県盛岡加賀野

八十六番 (消印と)

菊池 長 閑

那珂エ依頼品受取候

(消印)

(消印1)

「盛岡・陸中・南岩手・二・五」

(消印2)

「東京・一五・二・一〇・ろ」